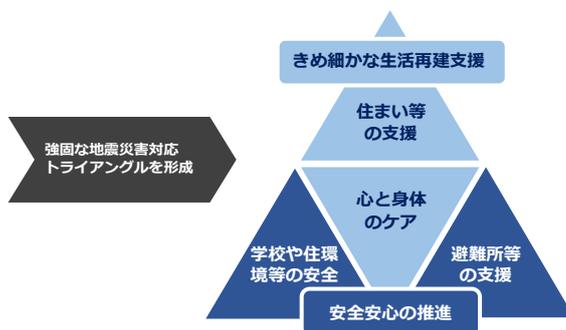


平成30年度 茨木市一般会計補正予算（第1号）の概要

平成30年6月18日（月）に発生した「大阪府北部地震」に係る被害等への対応として、早期に被災者の不安を取り除き、誰もが安全で安心な暮らしを取り戻すため、応急対策に要する予算を専決する。

■基本方針■
 学校や住環境等の安全確保や避難所等の支援の『安全・安心なまちづくりの推進』と、生活に不可欠な住まいの支援や被災者の心と身体のケア等の『きめ細かな生活再建支援』を推進する。



1 専決日 平成30年7月12日

2 補正額 1,190,441千円（補正後88,040,441千円－補正前86,850,000千円）

3 主な内容

▶ 安全・安心なまちづくりの推進

小中学校・幼稚園・保育所等の安全確保	
1 小中学校プールのブロック塀等の撤去等	202,000 千円
2 通学路の塀等の安全点検	10,000 千円
3 小中学校の校舎内接合部の復旧	55,000 千円
4 幼稚園・保育所施設等の復旧	18,600 千円
安全・安心な住環境の確保	
5 ブロック塀等撤去補助金の創設	50,000 千円
6 民有地緑化助成（生垣緑化補助）の拡充	1,000 千円
7 木造戸建て住宅等の耐震改修・診断補助の拡充	82,500 千円
避難所等の支援	
8 避難所の物資調達、情報提供の充実等	14,400 千円
9 災害支援ボランティアの支援	2,000 千円

▶ きめ細かな生活再建支援

住まい等の支援	
1 復興支援総合案内の設置	11,890 千円
2 住宅改修支援金の創設	250,000 千円
3 転居費用支援金の創設	8,000 千円
4 住宅被害世帯の住宅確保（みなし仮設住宅制度）の充実	75,000 千円
5 中小企業等のための災害復旧支援利子補助制度の創設	6,000 千円
心と身体のケア	
6 地震により生じたところの問題や健康上の心配等の相談窓口 『こころのケアセンター』、『地域保健福祉センター』の開設	既定予算で対応

これらの事業費の市負担分については、財政調整基金を取り崩すことで対応を図る。

財政調整基金取崩額 1,092,004千円

平成30年度一般会計補正予算(第1号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
14 国庫支出金	41,250	41,250		耐震対策推進事業補助金
15 府支出金	27,687	27,687		みなし仮設住宅負担金 16,400 耐震対策推進事業補助金 11,287
17 寄附金	10,000	10,000		大阪府北部地震災害支援寄附金
18 繰入金	1,092,004		1,092,004	財政調整基金繰入金
21 市債	19,500	19,500		災害援護資金貸付債
補正額 A	1,190,441	98,437	1,092,004	
補正前の予算額 B	86,850,000	30,449,749	56,400,251	
補正後の予算額 A + B	88,040,441	30,548,186	57,492,255	

平成30年度一般会計補正予算(第1号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
2 総 務 費	59,000		59,000				
3 民 生 費	11,000		11,000				
6 農 林 水 産 業 費	1,000				1,000		
7 商 工 費	6,000				6,000		
8 土 木 費	174,210		61,000		82,500	30,710	
10 教 育 費	264,600		264,600				
11 災 害 復 旧 費	651,881	230,000	104,921		316,960		
12 諸 支 出 金	22,750				3,250		19,500
補 正 額 A	1,190,441	230,000	500,521		409,710	30,710	19,500
補正前の予算額 B	86,850,000	14,802,827	17,276,079	27,244,391	6,763,732	6,860,063	13,902,908
補正後の予算額 A + B	88,040,441	15,032,827	17,776,600	27,244,391	7,173,442	6,890,773	13,922,408

7月補正予算の内容について

1 安全・安心なまちづくりの推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
小中学校・幼稚園・保育所等の安全確保		285,600		285,600
小中学校プールのブロック塀等の撤去等 【施設課】 【8頁参照】	安全・安心な教育環境を整備するため、小中学校のプール周辺のブロック塀等を撤去（仮設対応）するとともに、ひび割れ・損傷等のある外周塀を補修する。	202,000		202,000
通学路の塀等の安全点検 【学校教育推進課】 【8頁参照】	安全・安心な通学路の環境整備に向けて、専門家による小・中学校の通学路周辺のブロック塀等の安全点検を実施する。	10,000		10,000
小中学校、幼稚園・保育所等の復旧 【保育幼稚園総務課】 【施設課】	地震により被害を受けた、小中学校、幼稚園、保育所等の施設を補修する。 小学校（校舎内接合部〈渡り廊下・E V等〉） 中学校（校舎内接合部〈渡り廊下・E V等〉） 幼稚園（屋根瓦、園舎壁等） 保育所（ブロック塀等） 待機児童保育室（高架水槽等）	73,600		73,600
安全・安心な住環境の確保		133,500	52,537	80,963
ブロック塀等撤去補助金の創設 【建設管理課】 【8頁参照】	安全・安心なまちづくりを推進するため、公道等に面したブロック塀等の撤去に係る費用の一部を補助する。 ＜補助対象＞公道等に面したブロック塀等で、高さが80cm以上のものを撤去する費用（※国交省の点検ポイントにより高さ・厚さ・傾き等が不適合な状態にあるもの） ＜補助率＞10/10（上限：通学路 300千円、その他 200千円） ＜実施期限＞平成30年度内	50,000		50,000
民有地緑化助成（生垣緑化補助）の拡充 【農とみどり推進課】 【8頁参照】	ブロック塀等の撤去による安全・安心な住環境の確保とともに、都市部における緑化を推進するため、生垣等を設置する費用に係る補助件数を拡充する。 補正額 1,000 = 補正後 1,900 - 補正前 900 ＜補助額＞生垣設置経費の1/2と5千円/mのいずれか少ない方（上限：50千円）	1,000		1,000
耐震対策推進事業補助金の拡充 【居住政策課】 【10頁参照】	災害に強いまちづくりに向けて住宅等の耐震化を促進するため、耐震対策推進事業補助金の補助件数を拡充する。また、国の補助制度にあわせて対象建築物の拡充や、住居の除却についても補助対象に加える。 ＜補助対象＞診断（9/10）（上限：45千円）※住家の種類により変動、改修工事に係る設計委託・工事費（上限：月額所得214千円以下 600千円、それ以外 400千円） ＜所得制限＞診断：無し、改修：有り（課税所得507万円未満） ＜対象拡充＞昭和56年以前建築物 ⇒ 平成12年以前建築物 補正額 82,500 = 補正後 97,875 - 補正前 15,375 【財源：社会資本整備総合交付金(国)、耐震対策推進事業補助金(府)】	82,500	52,537	29,963

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
避難所等の支援		16,400		16,400
避難所の物資調達等 【情報システム課】 【子ども政策課】等	避難所への支援を充実するため、必要物資の調達や、避難者への情報提供を行うためのタブレット端末・プリンタ等を配備する。	14,400		14,400
災害支援ボランティアの支援 【道路交通課】	災害支援ボランティアの瓦礫の収集・運搬等の活動を支援するため、トラックを借り上げる。	2,000		2,000
道路・スポーツ施設等の復旧		111,710		111,710
道路・擁壁等の復旧 【道路交通課】	地震により被害を受けた道路・擁壁等の補修を行う。 ・道路維持 (擁壁・法面亀裂、段差発生、陥没等) (倒壊ブロック塀の撤去等) (道路・法面の崩壊等) ・道路簡易舗装 (道路亀裂等)	30,710		30,710
市営住宅の復旧 【建築課】	地震により被害を受けた市営住宅の補修を行う。 (道祖本住宅：受水槽亀裂、 全住宅：外壁剥離のうち危険か所、接合部)	22,000		22,000
スポーツ施設の復旧等 【スポーツ推進課】	地震により被害を受けたスポーツ施設の補修等を行う。 ・福井市民体育館 (鉄骨、体育室手摺) ・桑原運動広場 (グラウンド等地面クラック、擁壁) ・西河原屋内運動場 (壁パネル) ・西河原市民プール (壁クラック、天井、ダクト補修等) ・中条市民プール (ブロック塀)	58,000		58,000
天文観覧室の投影機の復旧 【文化振興課】	地震により被害を受けた天文観覧室 (プラネタリウム) の投影機の補修を行う。	1,000		1,000
合 計		547,210	52,537	494,673

2 きめ細かな生活再建支援

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
住まい等の支援		391,820	35,900	355,920
復興支援総合案内の設置 【政策企画課】 【9頁参照】	地震に関する様々な相談事を一元的に受け付け、適切な支援につなげるため、コールセンターと相談機能を併せ持つ「復興支援総合案内」を設置する。 ＜実施時期＞平成30年7月11日～当面の間（※無料相談会は7月13日～）午前9時から午後5時まで（土日祝含む） ＜実施場所＞市役所南館8F 特設会場（交流センター） ＜内 容＞復興支援総合コールセンターの開設 住宅・法律等に関する無料相談会（予約制）の実施	11,890		11,890
住宅改修支援金の創設 【居住政策課】 【10頁参照】	被災世帯の住宅再建を図るため、一部損壊の被害を受けた世帯も対象とした住宅の補修費用を支援する制度を創設する。 ＜補助対象＞30万円以上の改修・復旧費用を要した改修等 ＜補助率＞1/2（上限：非課税世帯等 200千円、その他世帯 100千円） ※非課税世帯等：非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯 ＜所得制限＞世帯の総所得金額が430万円未満 ＜実施期限＞平成30年度内	250,000		250,000
転居費用支援金の創設 【居住政策課】 【10頁参照】	賃貸住宅等に居住する被災者を支援するため、一部損壊の被害を受けた世帯も対象とした転居に係る費用を支援する制度を創設する。 ＜補助対象＞被災したことにより必要となった引越費用 ＜補助率＞1/2（上限：非課税世帯等 50千円、その他世帯 30千円） ※非課税世帯等：非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯 ＜所得制限＞世帯の総所得金額が430万円未満 ＜実施期限＞平成30年度内	8,000		8,000
住宅被害世帯の住宅確保（みなし仮設住宅制度）の充実 【建築課】 【10頁参照】	被災世帯の住居を確保するため、市営住宅の空室を改修するほか、みなし仮設住宅（府制度）への入居に係る賃料を支援する。なお、支援対象に一部損壊の被害を受けた世帯を加える。 対象：全・半壊世帯、一部損壊世帯（※所得制限等あり） ※罹災証明を取得し、月額所得158千円以下かつ高齢者、障害者、ひとり親のいずれかに該当する世帯 【財源：みなし仮設住宅負担金（府）】	75,000	16,400	58,600
全半壊世帯の住宅の応急修理 【建築課】	全半壊世帯の住宅の復旧を支援するため、災害救助法に基づき炊事場や便所等、生活に不可欠な箇所の応急修理を行う。 ＜対象＞半壊以上の住宅で自らの資力で応急修理できない世帯 ※市が直接契約する場合に限る（上限：1世帯あたり584千円）	11,680		11,680

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
災害援護資金貸付金・ 災害見舞金の追加 【障害福祉課】	被災した住居の再建の資金となる災害援護資金貸付金、及び全半壊世帯等を対象に支給される災害見舞金を追加する。 災害援護資金貸付金 補正額 19,500 = 補正後 23,000 - 補正前 3,500 災害見舞金 補正額 3,250 = 補正後 4,660 - 補正前 1,410 【財源：災害援護資金貸付債（市債）】	22,750	19,500	3,250
要支援被災者等の生活 実態調査 【相談支援課】	地震により支援が必要となった被災者等の生活状況や支援ニーズを把握するため、被害が集中している地域を対象に専門職が戸別訪問により調査を行う。	6,500		6,500
中小企業等のための災 害復旧支援利子補助制 度の創設 【商工労政課】 【11頁参照】	地震による被害を受けた中小企業等を支援するため、設備の復旧費や運転資金を借入れた場合の利子額を補助する。 補正額 6,000 = 補正後 9,248 - 補正前 3,248 <限度額>各年度100千円の3年間合計300千円	6,000		6,000
心と身体のケア				
こころのケアセンター の開設 【保健医療課】	地震によるストレスや不安、身体の不調等の解消を図るため、被災者からの相談を受ける「こころのケアセンター」を開設する。 受付時間：平日 午前9時～午後8時、土日祝 午前9時～午後5時 設置場所：保健医療センター内保健相談室 内 容：保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等による電話、来所、訪問による相談受付	既定予算で対応		
地域保健福祉センター の開設 【相談支援課】	災害に関する不安や、健康上の心配等の解消を図るため、被災者を総合的に支援する「地域保健福祉センター」を開設する。 設置場所：地域包括支援センター（6か所）及び市相談支援課 内 容：災害への不安や健康上の心配等に対する継続的支援 地域包括支援センターを拠点とした専門職による総合的支援 全世代対応型の24時間対応の相談支援体制	既定予算で対応		

安全・安心なまちづくりに向けたブロック塀等への対応

安全・安心なまちづくりを推進するため、小中学校プール周辺のブロック塀等の撤去や、通学路周辺のブロック塀等の状況を点検することに加え、公道や公園に面した公共空間のブロック塀等の撤去にかかる費用の一部を補助する。

■小中学校・通学路

小中学校プールの
ブロック塀等の撤
去等

小中学校のプール周辺のブロック塀等を撤去（仮設対応）するとともに、ひび割れ・損傷等のある外周塀を補修する

予 算：202,000千円

通学路のブロック塀
等の安全点検

専門家による小・中学校の通学路周辺のブロック塀等の安全点検を実施する

予 算：10,000千円

■公共空間

ブロック塀等
撤去補助金の創設

補助対象：公道や公園に面したブロック塀等で、高さが80cm以上かつ国交省の点検ポイントにより厚さ・傾き等が不適合な状態にあるもの

補 助 額：撤去費用（上限：通学路 300千円、その他 200千円）

予 算：50,000千円



民有地緑化助成
(生垣緑化補助)
の拡充

補助対象：幅員が2m以上の道路に面した場所へ設置する生垣
(ブロック塀等を撤去された場合に利用いただけます)

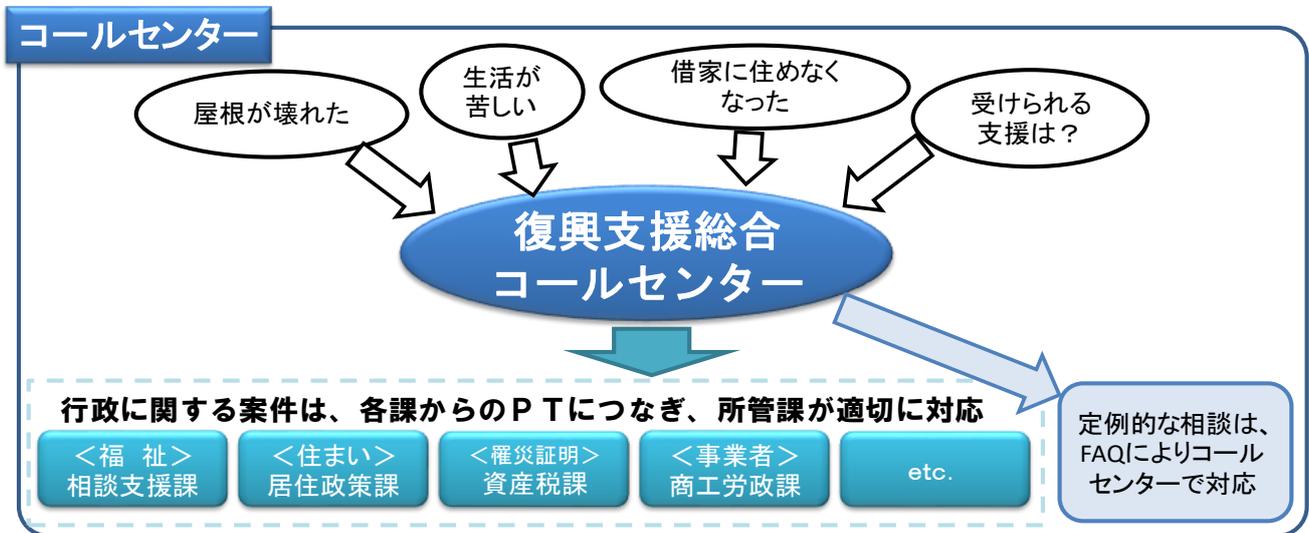
補 助 額：設置経費の1/2と5千円/mのいずれか少ない方
(上限：50千円)

予 算：1,000千円

誰もが安全で安心に暮らせるまちに向けて
危険なブロック塀等への対応を図る

復興支援総合案内の設置について

本市では、今後需要が増すと予想される住宅関連の相談などを中心に、1箇所でも多数の用件に対応が可能な被災者への適切な支援につなげる体制として、コールセンターと相談機能を併せ持つ「復興支援総合案内」を設置します。



住宅相談会	建築士による住宅の被災状況に対する相談会
法律相談会	弁護士による土地建物や借地借家などの法的なトラブルに関する相談会
その他	市民のニーズに応じて、金融相談会など随時実施

- 設置期間 平成30年7月11日（水）～ 当面の間
午前9時から午後5時まで（土日祝含む）

<無料相談会(予約制)>
 無料相談会は、7月13日（金）午前9時から開催します。
 ご予約は、7月11日（水）午前9時から受付します。

- 開設場所 市役所南館8階 特設会場（交流センター）

- 電話番号 **電 話：072-655-2750**
F A X：072-623-3025

生活に不可欠な住まい・暮らしの支援

生活再建に不可欠な「住まい」の被害が広範囲に多数発生したことを踏まえ、一部損壊の被害を受けた世帯も対象とした、屋根・外壁等の補修経費や、地震被害のための転居費等を支援する市単独の制度を創設する。

〔住宅を所有〕

屋根・外壁等の修理をされる方

住宅改修 支援金 ※市単独制度	対象者	住家の屋根、外壁等300千円以上の修理をされる方 所得制限：世帯の総所得金額が4,300千円未満
	補助額	修理費用の1/2 ※耐震改修補助金 (上限：非課税世帯等 200千円、その他世帯 100千円) との併用不可 ※非課税世帯等：非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯
	予算額	250,000千円

耐震化のための改修をされる方

耐震改修・ 診断補助金	対象者	住家の耐震診断や耐震改修をされる方等 所得制限：耐震診断 なし 耐震改修 課税所得5,070千円未満
	補助額	耐震診断：診断費用の9/10(上限：45千円) ※住家の種類により異なる 耐震改修：月額所得214千円以下 600千円、それ以外 400千円
	予算額	82,500千円

〔賃貸住宅等に居住〕

市内で引っ越しをされる方

転居費用 支援金 ※市単独制度	対象者	賃貸住宅等にお住いの方で、被災に伴い別の賃貸住宅に転居される方 所得制限：世帯の総所得金額が4,300千円未満
	補助額	転居(引越し)費用の1/2 (上限：非課税世帯等 50千円、その他世帯 30千円) 非課税世帯等：非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯
	予算額	8,000千円

一時的な住まいをお探しの方

住宅被害世帯の住宅確保(みなし仮設住宅制度)の充実	対象者	住家が全・半壊、一部損壊の世帯 ただし、一部損壊の場合は、月額所得が158,000円以下でかつ高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯のいずれか	
	内容	市営住宅	半壊以上：6か月更新で最長2年間家賃・共益費無料 一部損壊：6か月更新で最長1年間家賃・共益費無料
		府営・民間賃貸住宅等	6か月更新で最長1年間家賃・共益費無料 ※民間賃貸住宅の場合は限度額あり (単身 70千円、2~4人世帯 80千円、5人以上世帯 120千円) ※府営住宅(UR、公社含む)は7月25日までの受付分のみ

融資を利用される方

無利子融資制度 ※大阪府制度	住宅の改修等で資金が必要な方を対象に、民間の金融機関と無利子の融資制度を創設
-------------------	--

事業者向け災害復旧支援利子補助制度

1. 制度概要

地域経済の早期復興へ資するため、市内の中小・小規模事業者を対象に、震災に起因した設備投資・運転資金の借り入れに伴う、金融機関への支払い利子を補助する。

2. 対象者

平成30年6月18日から平成30年12月31日の間に、下記のいずれかの融資を利用した市内の中小・小規模事業者

- ① 大阪府中小企業融資制度の経営安定サポート資金 ※注1
- ② 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等が取り扱う災害復旧貸付
- ③ 商工組合中央金庫が取り扱う小規模企業共済災害時貸付
- ④ 茨木市中小企業設備投資応援資金融資制度要綱に基づく融資 ※注2
- ⑤ 茨木市中小企業振興資金融資制度要綱に基づく融資 ※注2・注3

注1 中小企業信用保険法第2条5項4号（突発的災害関係）に係る融資に限る。

注2 震災に起因する設備・運転資金に係る融資に限る。

注3 600万超の融資に限る。（600万以下は、信用保証料を全額補助 [既存制度対応]）

3. 補助金額等

◆補助対象期間	補給対象融資の実行日から3年間（36回分）
◆補助額	各年1月～12月に支払った利子合計額 ただし、1事業者あたり各年度100千円、 補助期間合計300千円を限度

4. 申請等

- ① 対象融資実行後、商工労政課にて登録受付を行い、対象名簿へ記載
- ② 対象名簿記載の事業者へ対し、申請のご案内を各年12月頃発送
- ③ 各年1月から12月の返済実績に基づき、翌年1月に申請受付
- ④ 交付決定処理後、各事業者口座へ入金